○文化庁告示第二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、北海道紋別郡遠軽町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ） 黄金山（ピンネタイオルシペ） 神威岬（カムイエトゥ） 襟裳岬（オンネエンルム） 瞰望岩（インカルシ） カムイチャシ	平成二十一年文部科学省告示第百十四号、平成二十二年文部科学省告示第二十号、平成二十二年文部科学省告示第百二十九号及び平成二十三年文部科学省告示第十八号	遠軽町（北海道）

○文化庁告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
東平安名崎	平成十九年文部科学省告示第六号及び平成二十三年文部科学省告示第二十号	宮古島市（沖縄県）

○文化庁告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
五色ノ浜の横浪メランジュ	平成二十三年文部科学省告示第十三号	土佐市（高知県）
小鶴津の興津メランジュ及びシュードタキライト	平成二十三年文部科学省告示第十三号	四万十町（高知県）

○文化庁告示第二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
旧山崎氏別邸庭園	平成二十三年文部科学省告示第二十一号	川越市（埼玉県）

○文化庁告示第二十九号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条の二第一項第一号ロに基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条の二第一号の聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十三年二月二十五日付けで指定したので、同令第二条の二第二項に基づき告示する。

平成二十三年三月十一日

文化庁長官　近藤　誠一

特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター

○厚生労働省告示第四十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年三月十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表Ⅱ区分０２７⑴②を次のように改める。

②　カフ上部吸引機能なし

ア　標準型　776円

イ　特殊処理型　2,640円

別表Ⅱ区分０５７⑵①を次のように改める。

①　大腿骨（だい）ステム(I)

ア　標準型　557,000円

イ　特殊型　613,000円

別表Ⅱ区分０５８⑵①を次のように改める。

①　全置換用材料(I)

ア　標準型　192,000円

イ　特殊型　201,000円

別表Ⅱ区分０７８⑵に次のように加える。

⑧　椎体骨創部閉鎖用　1mL当たり16,000円

⑨　スクリュー併用用　1mL当たり16,000円

別表Ⅱ区分１１２⑺中「トリプルチャンバ」を「トリプルチャンバ（Ⅰ型）」に改め、同区分に次のように加える。

⑻　トリプルチャンバ（Ⅱ型）　1,600,000円

別表Ⅱ区分１２０⑵中「異種心膜弁」を「異種心膜弁(I)」に改め、同区分に次のように加える。

⑶　異種心膜弁(II)　970,000円

別表Ⅱ区分１２９⑵中「埋込型」を「植込型（拍動流型）」に改め、同区分に次のように加える。

⑶　植込型（非拍動流型）

①　磁気浮上型　18,100,000円

②　水循環型　18,100,000円

⑷　水循環回路セット　1,050,000円